

換算係数表

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物も含む）	換算係数
燃え殻	1. 1 4
汚泥	1. 1 0
廃油	0. 9 0
廃酸	1. 2 5
廃アルカリ	1. 1 3
廃プラスチック類	0. 3 5
紙くず	0. 3 0
木くず	0. 5 5
繊維くず	0. 1 2
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（動植物性残さ）	1. 0 0
とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）	1. 0 0
ゴムくず	0. 5 2
金属くず	1. 1 3
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	1. 0 0
鉱さい	1. 9 3
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）	1. 4 8
動物のふん尿	1. 0 0
動物の死体	1. 0 0
ばいじん	1. 2 6
産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物、溶融スラグ）	1. 0 0
感染性廃棄物	0. 3 0
廃石綿等	0. 3 0
廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	1 3. 5 7

注1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立方メートル）

- 2 特別管理産業廃棄物のうち、感染性廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれに該当する種類の換算係数に準拠すること。
- 3 複数種類を同時に処理する場合、それぞれの種類を単独で処理したものとして計算すること。併せてそれぞれの種類を同体積ずつ均一に混ぜ合わせたものを処理したものとして計算すること。